

### 指定番号

--	--	--	--	--	--	--	--

# 普通徴収切替理由書

(兼仕切紙)

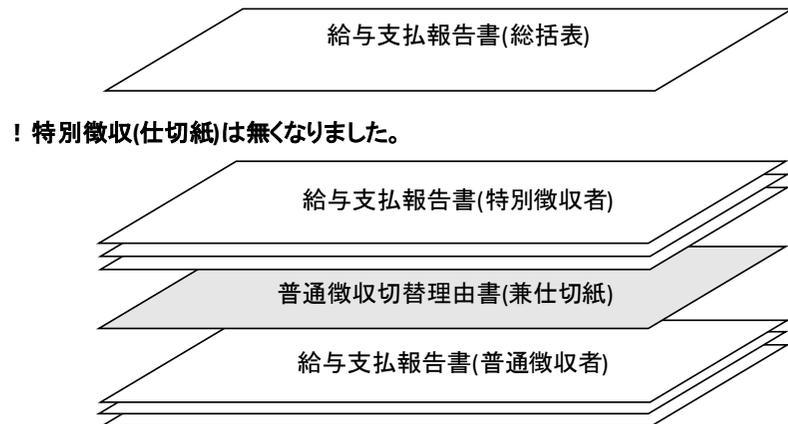
普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数
退職者・5月末日までに退職予定の方 (休職者を含む。)	A	退職等	人
給与の支給額が少なく、特別徴収しきれない方 (給与支払額が965千円以下で市県民税が非課税となる見込みの方)	B	少額	人
給与が毎月支給されない方 (不定期支給)	C	不定期	人
他の事業主から特別徴収されている方 (乙欄該当者)	D	乙欄	人
従業員が2人以下の事業所で、特別徴収が 困難な方	E	少人数	人
普通徴収対象者 報告人数(合計)			人

給与支払者名 \_\_\_\_\_

## 特別徴収(仕切紙)は無くなりました。

【給与支払報告書の綴り方】



事業主(給与支払者)の皆さまへ

## ★ 令和2(2020)年度から個人住民税が原則すべて

「特別徴収」となりました。(広島県内一斉に適正実施を行っています。)

◎ 給与支払報告書の提出にあたり、「普通徴収」として取り扱う場合には、必ず普通徴収切替理由書及び給与支払報告書の摘要欄へ特別徴収ができない理由の記号及び略号の記入が必要となります。

◎ 理由書の提出及び給与支払報告書の摘要欄への記号及び略号の記入がない場合は、原則「特別徴収」として取り扱います。

(切り取って仕切紙としてご使用ください。)